

○あわら市有料広告掲載等に関する要綱

平成20年12月 1 日

告示第131号

改正 平成26年 3 月26日告示第20号

平成31年 3 月31日告示第41号の11

令和 2 年 3 月31日告示第67号の10

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の資産を広告媒体として活用し、新たな自主財源の確保及び歳出の削減を行うために実施する有料広告掲載事業に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体)

第2条 市長は、財産、印刷物その他市が管理するもので、広告（周知、啓発その他の目的で、一定の期間継続して表示されるものをいう。以下同じ。）の掲載又は表示（以下「掲載等」という。）が可能なるものを広告の媒体（以下「広告媒体」という。）に供するものとする。

(掲載等の基準)

第3条 広告媒体に掲載等を行うことができる広告は、公共性及び中立性を損なわないもので、かつ、社会的信用度が高いものでなければならない。

2 広告及びその内容は、次の各号のいずれにも該当しないものに限る。

- (1) 法令等に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝その他これらに類するもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業に該当するもの
- (5) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業に該当するもの
- (6) 市民に不利益を与えるおそれのあるもの
- (7) 虚偽又は誇大な表現その他表示の方法が不適切なもの
- (8) 市が推奨しているものと誤解を招くおそれのあるもの

(9) 情報の真偽及び出所が明確でないもの

(10) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたもの

3 次の各号のいずれかに該当するものは、広告媒体に広告の掲載等を行うことができない。広告の掲載等を行っている間に当該各号に該当するに至ったときも同様とする。

(1) 法令等に違反する行為をしているもの

(2) 暴力団若しくはその構成員又はこれらのものの統制下にあると認められるもの

(3) 市の税、使用料等を滞納しているもの

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたもの

(広告掲載等の優先順位)

第4条 広告の掲載等の優先順位は、次の各号の順序とする。

(1) 国、地方公共団体、独立行政法人、公共的団体及びこれらに類するもの

(2) 企業、団体又は個人で、市内に事業所等を有するもの

(3) 前2号に該当しないもの

(広告の規格等)

第5条 広告の規格、数量、掲載等の場所、広告料その他の必要な事項は、広告媒体の種別に応じ、その都度定めるものとする。

(広告の募集)

第6条 広告の募集は、広報紙、ホームページその他市長が適切と認める方法により行うものとする。

(広告掲載等の申込み)

第7条 広告媒体に広告の掲載等を行おうとする者（以下「広告依頼主」という。）は、広告掲載等申込書（様式第1号）に広告の案を添えて、市長に提出しなければならない。

(広告掲載等の決定)

第8条 市長は、前条の申込書を受理したときは、申込期間終了後、速やかに掲載等の可否を決定し、広告掲載等決定通知書（様式第2号）により広告依頼主に通知するものとする。

2 広告の申込み数が広告媒体の種別に応じて定める数量を超えた場合で、第4条に規定する順位によってもなおその数量を超えるときは、抽選その他適切な方法により決定するものとする。

(広告料の納付)

第9条 前条第1項の規定により広告の掲載等を可とされたもの（以下「広告主」という。）は、市長が指定する期日までに、市が発行する納付書により広告料を一括して納入しなければならない。

(広告原稿の審査等)

第10条 広告主は、市長が指定する期日までに、市長に広告の原稿を提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により広告の原稿が提出されたときは、その内容を速やかに審査するとともに、必要があると認めるときは、広告主に内容の修正を求めることができる。

3 広告主は、前項の規定による審査を経なければ、広告を作成することができない。

(広告審査会の設置)

第11条 広告の掲載等に関し、次に掲げる事項の審査等を行うため、広告審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- (1) 広告媒体の適否に関する事。
- (2) 第5条に規定する広告の規格等に関する事。
- (3) 前条に規定する広告の原稿の審査に関する事。
- (4) その他広告の掲載に関する事。

(審査会の組織)

第12条 審査会は、次の職にあるものをもって組織する。

職名	充てる職
会長	創造戦略部長
副会長	総務部長
委員	総務課長
委員	財政課長

委員	政策広報課長
委員	商工労働課長

2 審査会の事務局は、創造戦略部政策広報課に置く。

(審査会の会議等)

第13条 会長は、審査会を総理し、会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたときはその職務を代理する。

3 審査会の会議は会長が招集し、議事は出席者の過半数をもって決する。

4 会長は、審査会の会議を招集できないと認めるときは、回議により審査を行うことができる。

(広告主の責務)

第14条 広告主は、広告の内容に責任を負わなければならない。

2 広告主は、掲載等を行おうとする広告が屋外広告物法（昭和24年法律第189号）に規定する屋外広告物に該当する場合は、福井県屋外広告物条例（昭和39年福井県条例第45号）に規定する許可を受けなければならない。

(広告掲載等の取り消し)

第15条 市長は、次の各号に該当する場合は、第8条の規定による広告掲載等の決定を取り消すことができる。

(1) 市長が指定する期日までに、広告主が広告の原稿を提出しなかったとき。

(2) 市長が指定する期日までに、広告主が広告料を納入しなかったとき。

(3) 市長が広告の掲載等に支障があると認めたとき。

(広告料の不還付)

第16条 既納の広告料は還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により、広告の掲載等ができなかったときは、広告料を還付することができる。

(広告媒体の寄附の受入れ)

第17条 市長は、第6条に規定する広告の募集の有無にかかわらず、広告の掲載等を行った広告媒体の寄附を受け入れることができる。

2 広告の掲載等を行った広告媒体を寄附しようとする者は、市長に広告媒体寄附申込書（様式第3号）を提出しなければならない。

3 市長は、前項に規定する寄附の申込みがあった場合において、掲載等に係る広

告が第3条に規定する掲載等の基準を満たすと認めるときは、当該寄附の申込みを行った者に対し広告媒体寄附受入通知書（様式第4号）により通知し、これを受け入れるものとする。

4 第10条及び第14条の規定は、広告媒体の寄附の受入れについて準用する。

（広告代理店等への業務委託）

第18条 市長は、必要があると認めるときは、広告の募集を広告代理業を営む者その他適当と認めるものに委託することができる。

（その他）

第19条 この要綱に定めるもののほか、広告の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成26年3月26日告示第20号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する

附 則（平成31年3月31日告示第41号の11）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日告示第67号の10）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

あわら市長 様

申込者 住所
氏名
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)
電話番号

広 告 掲 載 等 申 込 書

あわら市有料広告掲載等に関する要綱を遵守のうえ、下記のとおり申し込みます。
なお、申込みに当たり、あわら市の市税等の納入状況を確認されることについて
同意します。

記

1 広告媒体及び掲載期間等

広告媒体	掲載期間又は種別
広報紙	年 月号 ～ 年 月号
ホームページ	年 月 日 ～ 年 月 日
一般文書封筒	角1・角2・長3・長40 型 枚

2 広告内容（ホームページにあつては、リンク先のURLも記載のこと。）

様式第2号（第8条関係）

年 月 日

様

あわら市長



広 告 掲 載 等 決 定 通 知 書

年 月 日付けで申込みのあった広告掲載等については、下記のとおり決定したのでお知らせします。

記

- 1 決定区分 掲載（表示）する
掲載（表示）しない
理由

2 広告媒体及び掲載期間等

広告媒体	掲載期間又は種別
広報紙	年 月号 ～ 年 月号
ホームページ	年 月 日 ～ 年 月 日
一般文書封筒	角1・角2・長3・長40 型 枚

3 広告料 円

4 納入期限 年 月 日

5 その他

様式第3号（第17条関係）

年 月 日

あわら市長 様

申込者 住所
氏名
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名）
電話番号

広 告 媒 体 寄 附 申 込 書

あわら市有料広告掲載等に関する要綱を遵守のうえ、下記のとおり申し込みます。
なお、申込みに当たり、あわら市の市税等の納入状況を確認されることについて
同意します。

記

- 1 広告媒体名 一般文書封筒 窓口用封筒
- 2 寄附予定数 枚
- 3 広告内容

様式第4号（第17条関係）

年 月 日

様

あわら市長



広 告 媒 体 寄 附 受 入 通 知 書

年 月 日付けで申込みのあった広告媒体の寄附については、下記
のとおり決定したのでお知らせします。

記

- 1 決定区分 寄附を受け入れる
寄附を受け入れない
理由
- 2 広告媒体名 一般文書封筒 窓口用封筒
- 3 寄附受入数 枚
- 4 納入期限 年 月 日
- 5 その他

様式第 1 号 (第 7 条関係)

様式第 2 号 (第 8 条関係)

様式第 3 号 (第17条関係)

様式第 4 号 (第17条関係)